

3 自転車ネットワーク路線の整備形態の選定

自転車通行環境の整備形態は、「安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン（平成 28 年 7 月、国土交通省・警察庁）に基づいて選定する。

長岡京市における交通状況及び実現性を踏まえ、整備形態は『自転車専用通行帯』、『車道混在』のいずれかとする。

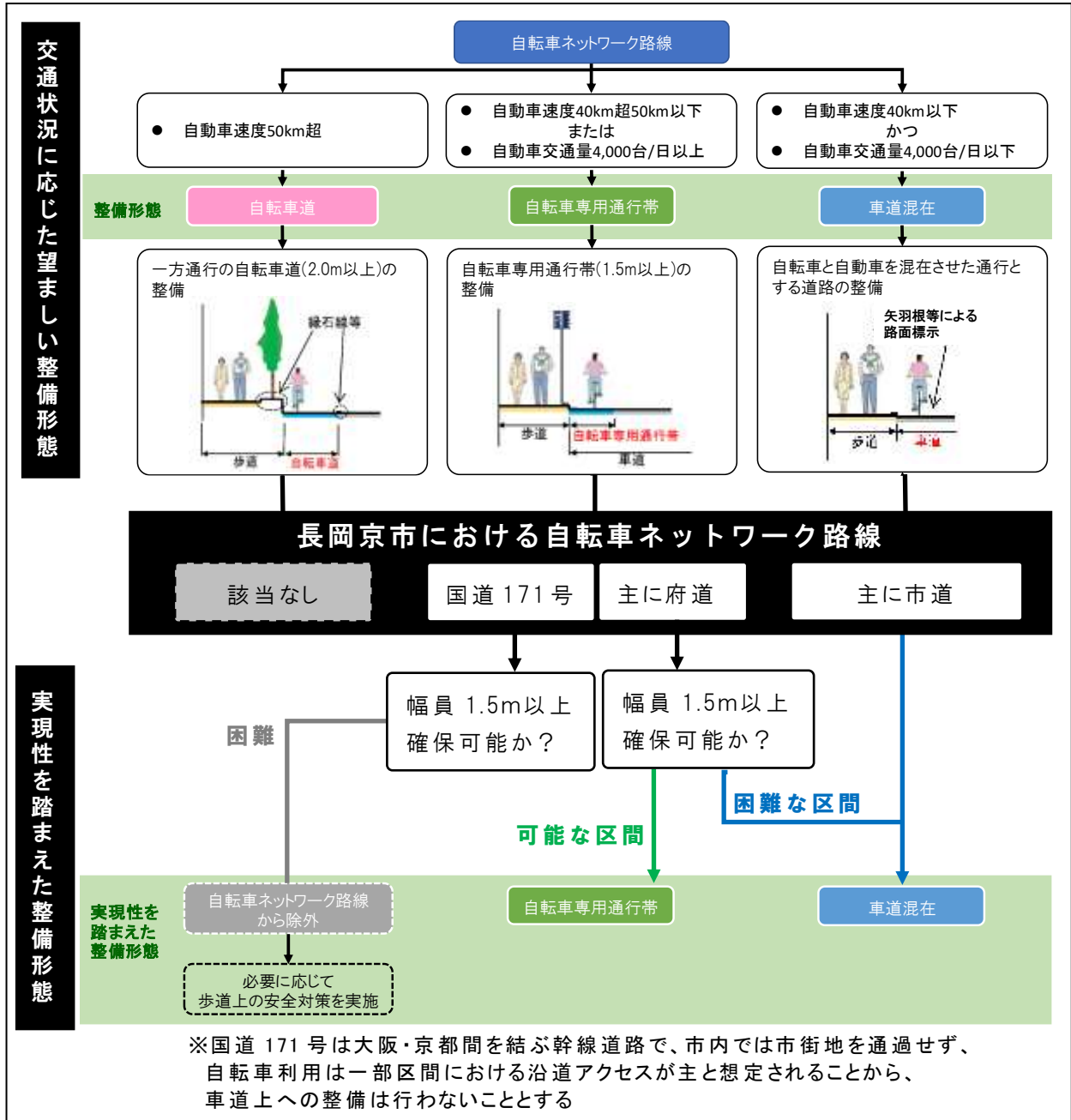


図 自転車ネットワーク路線の整備形態の選定フロー(案)

資料:安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年 7 月、国土交通省・警察庁)を基に作成

次回委員会において、個別路線の整備形態を選定する

【参考】自転車通行空間として歩道を活用する場合の自転車ネットワークにおける位置づけについて

自転車通行空間として歩道を活用せざるを得ない場合、国ガイドラインにおいては「自転車ネットワーク路線からはずし、自転車ネットワーク路線を補完する経路として活用することを検討」するものとされている。

なお、自転車ネットワーク路線として指定した区間では、自転車通行空間として既設の歩道のみを活用する方法は採用せず、暫定形態として自転車専用通行帯又は車道混在での整備を検討するものとする。

やむを得ず自転車通行空間として歩道のみを活用せざるを得ない場合には、その区間を自転車ネットワーク路線からはずし、自転車ネットワークを補完する経路として活用することを検討するものとする。

出典：安全で快適な自転車利用環境創出ガイドライン(平成 28 年 7 月改定) P I-18